

令和2年6月19日		
所 属	高齢介護課	障害福祉政策担当
所属長	友弘 真由美	富田 憲幸
電 話	06-6489-6356	06-6489-6577

高齢者及び障害者施設の再開等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸館等の利用の休止や活動自粛要請を行なっている高齢者及び障害者施設、高齢者ふれあいサロンについて、感染防止対策を講じたうえで、次のとおり再開します。

1 高齢者施設（市指定管理施設）について

(1) 老人福祉センター

6月1日から窓口業務に限って再開していますが、6月22日から、貸館業務及び朝の体操、囲碁や将棋等の共用スペースの利用についても再開します。

また、卓球等各種サークル及び講座等の事業は7月1日から順次再開します。

(2) 老人福祉工場

6月22日から再開します。

2 障害者施設（市指定管理施設）について

(1) 身体障害者福祉センター

障害福祉サービス等を除く事業や貸室を中止していますが、6月23日から貸室の利用を再開（月曜日は休館）します。また、事業は7月1日から順次再開します。

なお、貸室のうちカラオケなど感染リスクの高くなる利用については、7月1日から順次再開します。

(2) 身体障害者福祉会館

6月22日から再開します。

なお、カラオケなど感染リスクの高くなる利用については、7月1日から順次再開します。

3 高齢者ふれあいサロンについて

地域の自主活動である「高齢者ふれあいサロン」についても、6月22日からは、活動自粛要請を解除し、活動費補助を再開します。

4 その他

利用に際しては、マスク着用や発熱等の体調管理の徹底、「3密」（密閉・密集・密接）の回避など、感染防止対策への協力を周知します。